

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取縣規則第三十四号

昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十九号鳥取県における海区漁業調整委員会等の委員手当及び旅費その他支給規則の一部を次のように改正する。

昭和二十六年六月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

別表を次のように改める。

別 表

一、手当

区 分	日 額
海区漁業調整委員会委員 (専門委員を含む)	三〇〇円
内水面漁場管理委員会委員 (専門委員を含む)	三〇〇円

昭和二十六年六月五日 火曜日
第二千二百十五号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

漁業権補償委員会委員
(専門委員を含む)

三〇〇円

連合海区漁業調整委員会委員
(専門委員を含む)

三〇〇円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。

告 示

◇鳥取縣告示第二百五十二号

度量衡法施行細則（明治四十二年農商務省令第二十八号）第四十八條の規定により鳥取市の度量衡器、計量器第一種取締を次のように執行する。
但し日別、検査区域及び器物提出場所は鳥取市長の告示による。

昭和二十六年六月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、期日

六月二十八日から

七月二十日まで

二十日間

一、時間

午前九時から、午後四時まで

一、区域

鳥取市全部

◇鳥取縣告示第二百五十三号

学校教育法第四條及び第八十三條により鳥取県東伯郡倉吉町字新町一丁目二四四番地の一美草学園の設置者の変更を次のように認可した。

昭和二十六年六月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

旧設置者 大阪市東住吉区北田辺町一三六番地

太田 安行

新設置者 鳥取県東伯郡倉吉町字新町二四三八番地の一

森藤 よね

認可年月日 昭和二十六年三月二十日

◇鳥取縣告示第二百五十四号

学校教育法第四條により鳥取県東伯郡由良町大字由良宿四二三番地鳥取県育英高等学校の設置者の変更を次のように認可した。

昭和二十六年六月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

旧設置者 鳥取県東伯郡由良町大字由良宿二一七五番地

財団法人 育英会

新設置者 鳥 取 県

認可年月日 昭和二十六年三月十四日

◇鳥取縣告示第二百五十五号

肥料取締法(昭和二十五年五月法律第二百二十七号)の規定により次のものを肥料生産業者として登録した。

昭和二十六年六月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	肥料の名称	含有する主成分の最少量(%)				含有を許される有害成分の最大量(%)	住所氏名
		窒素全量	リン酸全量	加里全量	里		

鳥取県一八八	魚かす粉末	七、〇	三、〇	一	九、〇	東伯郡泊村大字泊七八七	笠田 博子
--------	-------	-----	-----	---	-----	-------------	-------

" 一八九	茶種油粕	四、五	二、〇	一、〇		日野郡石見村大字上石見九〇三	梅田 計重
-------	------	-----	-----	-----	--	----------------	-------

" 一九〇	魚荒かす粉末	五、〇	五、〇	一		鳥取市湯所町一六〇	倉谷 常一
-------	--------	-----	-----	---	--	-----------	-------

◇鳥取縣告示第二百五十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六條第一項第四号の規定に基く区域を昭和二十六年六月一日次のように指定した。

昭和二十六年六月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

八頭郡 那家町

船岡村

東伯郡 東郷松崎町のうち 松崎、中興寺、引地
 日野郡 根雨町のうち 根雨、三谷
 八頭郡 用瀬町
 その区域を表示した図面は鳥取県庁土木部建築課及び那家町、船岡村、東郷松崎町、根雨町、用瀬町役場に置いて縦覧に供する。

